

地方公共団体の太陽光発電施設に係る対応状況

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 届出対象行為に「太陽電池発電設備」を明記。 一般地域では、高さ5m又は築造面積2,000㎡を超える場合、届出対象となる。 広域景観形成推進地域では、高さ5m又は築造面積1,000㎡を超える場合、届出対象となる。 景観形成基準には、太陽光発電設備に特化したものはない。
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池発電設備及び風力発電設備景観形成ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月5日に開催された北海道景観審議会（第33回）において議事となっている。平成27年3月策定予定。
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県自然環境保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境保全地区」に「世界遺産景観保全地区」を含めることで規制を強化している。 世界遺産景観保全地区内では、モジュール総面積が1万㎡を超える場合、届出及び自然環境保全協定の締結しなければならない。
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものを設置する場合、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 大規模行為景観形成基準には、太陽光発電に特化したものはない。
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと島根の景観づくり条例 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の設置面積が1,000㎡を超える場合、届出を行い、島根県大規模行為形成基準に適合しているか審査される。 大規模行為形成基準には、太陽光発電施設に特化したものはない。
	<ul style="list-style-type: none"> 風力・太陽光発電施設に係る届出事務取扱 	<ul style="list-style-type: none"> 条例で定める届出に係る審査の実効性確保のため、事前協議の前に景観調査が求められている。景観調査では、展望地・景観資源を選定し、可視領域図（視覚が概ね1°）や完成予想図を作成する。
北海道中標津町	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の設置に伴う敷地面積が10,000㎡以上の施設で、売電を主たる目的とするものは、緑化修景や高さ・色等について定めた景観形成基準を遵守するとともに、事前協議が必要となる。
北海道函館市	<ul style="list-style-type: none"> 函館市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成街路沿道区域においては、地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する必要がある。
福島県白河市	<ul style="list-style-type: none"> 白河市景観条例 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの高さが10mを超える、または、太陽光パネルの築造面積が1,000㎡を超える場合、事前協議及び届出を行い、景観形成基準に基づく指導、助言を受ける必要がある。 白河市景観形成ガイドラインでは、屋根に設置する場合の「太陽光発電システム設置推奨基準」が定められており、建築物の屋根にパネルを設置する場合、パネルの色は光沢のない黒、濃い灰色で目地が目立たないものとし、パネルの上端部が棟を超えないように設置するなどが推奨されている。

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
神奈川県鎌倉市	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根に設置する場合、光沢・反射性が少なく黒っぽいもの、厚みが少なく屋根と一体的に見えるものを選ぶこと、通り等から目立たない位置に配置することなど、景観への配慮が求められる。 風致地区内で高さ5mを超える場合、風致地区外で高さ10mを超える場合には、手続きが必要であり、歴史的風土保存区域内で高さ1.5mを超える場合は、許可が必要となる。
山梨県忍野村	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備または風力発電設備の建設等に関する指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 忍野村全域が抑止地域である。 土地に自立して設置する太陽電池モジュールの面積の合計が1,000㎡を超える場合、届出を行い、景観形成基準に適合するよう努める必要がある。 景観形成基準では、モジュールの色彩は黒色又は濃紺色若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとする、フレームの色彩はモジュール部分と同等のもので素材は低反射とする、主要な眺望点、主要な道路から富士山等への景観を阻害しないよう配置を工夫する、などが定められている。
山梨県富士河口湖町	<ul style="list-style-type: none"> 富士河口湖町太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等に関する指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 富士河口湖町全域が抑止地域である。 土地に自立して設置する太陽電池モジュールの面積の合計が1,000㎡を超える場合、届出を行い、景観形成基準に適合するよう努める必要がある。 景観形成基準では、モジュールの色彩は黒色又は濃紺色若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとする、フレームの色彩はモジュール部分と同等のもので素材は低反射とする、主要な眺望点、主要な道路から富士山等への景観を阻害しないよう配置を工夫する、などが定められている。
山梨県山中湖村	<ul style="list-style-type: none"> 山中湖村太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等に関する指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 山中湖村全域が抑止地域である。 建築物以外の全ての太陽光発電設備の建設等（土地に自立して設置する太陽光発電設備）は指導要綱の対象となり、届出を行い、景観形成基準に適合するよう努める必要がある。 景観形成基準では、モジュールの色彩は黒色又は濃紺色若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとする、フレームの色彩はモジュール部分と同等のもの若しくは灰黒系又はこげ茶色とし、彩度6以下かつ明度2以上とし、素材は低反射とする、主要な眺望点や主要な道路等から富士山等への景観を阻害しないよう配置を工夫する、などが定められている。
静岡県裾野市	<ul style="list-style-type: none"> 裾野市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のものは、届出を行い、良好な景観形成のための指針に適合するよう努める必要がある。 指針では、富士山などの眺望を阻害しないような配置、高さとすること、モジュールの色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする、などが定められている

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
静岡県富士市	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置に係る土地利用事業に関する行政指導方針 	<ul style="list-style-type: none"> 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の対象区域内の富士山の世界文化遺産登録における緩衝地域、現況が山林の土地などにおいて、太陽光発電設備の自粛要請が出されている。
静岡県富士宮市	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に関する取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 土地に自立して設置する太陽電池モジュールの合計が1,000㎡を超える太陽光発電設備を対象に、抑止地域内では設置を行わないこと、抑止地域以外の地域では景観上の配慮を求めている。
長野県佐久市	<ul style="list-style-type: none"> 佐久市自然環境保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全条例の対象地域では、土地に自立して設置する太陽光発電施設の設置面積が500㎡を超える場合、地元区等への事前説明会を実施し、協議経過書を添付した許可申請が必要となる。
	<ul style="list-style-type: none"> 開発指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全条例の対象地域以外では、土地に自立して設置する太陽光発電施設の設置面積が1,000㎡以上の場合、事前協議書による市との協議が必要となる。
石川県金沢市	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> モジュール面積の合計が50㎡を超える太陽光発電設備の新設等を行う場合、届出が必要であり、景観形成方針、基準に適合しなければならない。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないこと、パネルは反射が少なく模様が目立たないものを採用すること、などが定められている。
京都府京都市	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの景観に関する運用基準 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの色を黒、濃い灰色、濃い紺色の3色に統一するとともに、公共用空地等から見える場合、規制エリアの種別により、設置不可や瓦の幅に合わせたパネルとするなどの基準が定められている。
奈良県橿原市	<ul style="list-style-type: none"> 橿原市ソーラーシステム等の設置基準に関する要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 地上に設置する場合、設置が禁止される区域はないが、設置基準（1. パネルの色は光沢を抑えた黒色、濃紺色又は濃灰色とすること、2. 架台及び外枠（カバー）の色は、黒色を基調とすること）への協力が求められる。
奈良県奈良市	<ul style="list-style-type: none"> 奈良市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域内（奈良市内全域）において、地上に設置する太陽光発電用パネル面積が1,000㎡を超える場合、大規模行為のデザインガイドラインや色彩基準に適合し、事前に届出を行う必要がある。
兵庫県姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 姫路市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 土地に設置する太陽光発電設備のうち、その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超える場合、事前相談及び景観の届出を行う必要があり、景観形成基準への適合・不適合を審査される。 景観形成基準には、太陽光発電設備に特化したものはない。
大分県杵築市	<ul style="list-style-type: none"> 杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 5,000㎡以上の土地を使用した再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う場合、市との協議、地元（周辺）住民への説明会の開催が必要となる。
大分県日出町	<ul style="list-style-type: none"> 日出町発電施設設置事業指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所の面積が5,000㎡を超える場合、近隣関係者の意見を把握し、理解を得たうえで、町と事前協議を行い、指導、助言を受ける必要がある。

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
大分県豊後高田市	<ul style="list-style-type: none"> • 豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱 	<ul style="list-style-type: none"> • 5,000 m²以上の土地に太陽光発電設備等を設置する場合は、地元自治会等への説明会の実施、市への届出、市長との協議が必要となる。 • 中心市街地エリア、田染荘小崎の農村景観エリア、長崎鼻リゾートキャンプ場植栽エリアの3地域では、設置事業を行わないよう協力が要請される。
大分県由布市	<ul style="list-style-type: none"> • 由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> • 抑制区域内で事業を行わないこと、事業区域面積が5,000 m²を超える場合、自治会への説明会及び近隣関係者への説明に係る報告書等を含む届出を行う必要がある。